

■Q & A（令和 8 年度園務の平準化支援事業補助）

1	業務負荷が大きい時間とは具体的にはどこを指しますか。	具体例としては、朝の登園や昼食の時間、プール活動時などを想定していますが、各園によって教員の業務負荷が大きく園児の安心・安全を確保することが難しくなる時間帯は異なることから、これ以外にも合理的な説明ができれば対象となり得ます。
2	補助対象となる雇上費は賃金のみですか。	賞与・法定福利費・法定外福利費等も対象になります。他の職員の人件費（雇用する場合の経費）と同様の扱いで構いません。
3	雇用者の対象経費の算出はどのように行いますか。	算出例は下記のとおりです。 【時間雇用者の場合】時間数×時給単価 【外部委託の場合】契約金×申請業務の割合
4	他の業務も請け負っている職員を対象とする場合の人件費は対象となりますか。	該当業務に従事した部分に限り対象となります。按分または切り分けにより、該当の時間のみを算出し申請してください。 また、該当業務に係る経費のみを補助対象として申請する必要がありますので、当該経費が分かるよう契約内容の内訳等で整理し、証拠書類等で説明ができるようにしてください。
5	複数年での雇用を前提とした場合、申請することは可能ですか。	2年目以降の経費は補助対象外となるため、初年度にかかる費用のみを切り分けることが可能であれば、初年度のみ申請の対象となり得ます。
6	交付決定年度以前から雇用している非常勤職員等が交付決定年度に契約を更新した場合も対象となりますか。	すでに雇用した人物においても、契約更新の際に、新たに当該業務内容を追加して雇用する場合には対象となり得ます。この場合、対象業務が適切に切り分けられ客観的に把握できるようにしてください。
7	公定価格算定に含まれる教職員を対象に含めることはできますか。	加算分も含め、公定価格算定に含まれている人員については申請できません。本補助は国の交付金によるものですので、国費での支援を重複需給することは認められません。
8	外部委託とは具体的にどのようなものですか。	園独自に補助員等を採用するのではなく、企業等に補助員配置を委託することを指します。
9	プール活動の際に、担任に加えて専門講師による指導を行っている場合、補助対象になりますか。	当該支援に関しては、「教職員等の業務軽減」と「子どもを安心・安全に育む業務体制の構築」ということが目的となります。 専門講師の指導は「水泳を教えること」が目的であり、上記の目的とは異なるため対象外となります。
10	「同一の園に対して2年目以降の経費を補助対象とすることは認められない」とありますが、令和7年度に1名補助員を配置して補助金を申請した場合、令和8年度以降は補助員を増員した場合であっても申請はできないということでしょうか。	令和7年度に補助員を配置し、補助金に申請した場合、令和8年度以降は新たに補助員を増員した場合であっても補助金を申請することはできません。